

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告が不要な給与所得者等の方は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受けることで、確定申告を行わなくても税の軽減を受けることができます。

島原市へのふるさと納税について特例適用を希望される方は、以下をご確認のうえ、本市へ必要書類をご提出ください。（提出期限：寄附日の翌年1月10日）

ワンストップ特例申請の受付済通知はメール連絡となりますので予めご了承ください。寄附時にメールアドレスをご入力されなかった方は書面による通知を郵送いたします。また書面による通知をご希望の方は郵送いたしますので下記連絡先までご連絡をお願いいたします。

また、ワンストップ特例申請の受付状況はワンストップ受付確認窓口（<https://shimabara.furusato-madoguchi.jp>）からご確認ください。

<連絡先> 島原市 シティプロモーション課 ふるさと納税班

Tel: 0957-61-1652 (8:30~17:15)

Mail: furusato@city.shimabara.lg.jp

島原市ワンストップ
受付確認窓口
「ふるまど」



【申請時に提出いただく書類】

① 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

→性別、生年月日、個人番号（マイナンバー）等の記入が必要です。

② 個人番号（マイナンバー）と本人であることが確認できる書類

→以下のいずれかの提出書類を添付してください。

	提出書類
「個人番号カード」をお持ちの方	○「個人番号カード」の写し（表裏両面）
「個人番号カード」をお持ちでない方	○「通知カード」（表面記載の住所に変更がある場合は裏表両面）又は「住民票（個人番号付）」の写し ○本人確認書類の写し（A、Bのいずれか） （A）顔写真があるもの1点〔運転免許証、パスポートなど〕 （B）顔写真がないもの2点〔健康保険証、年金手帳など〕

※「個人番号カード」とは、マイナンバーが記載された顔写真付きのカードです。

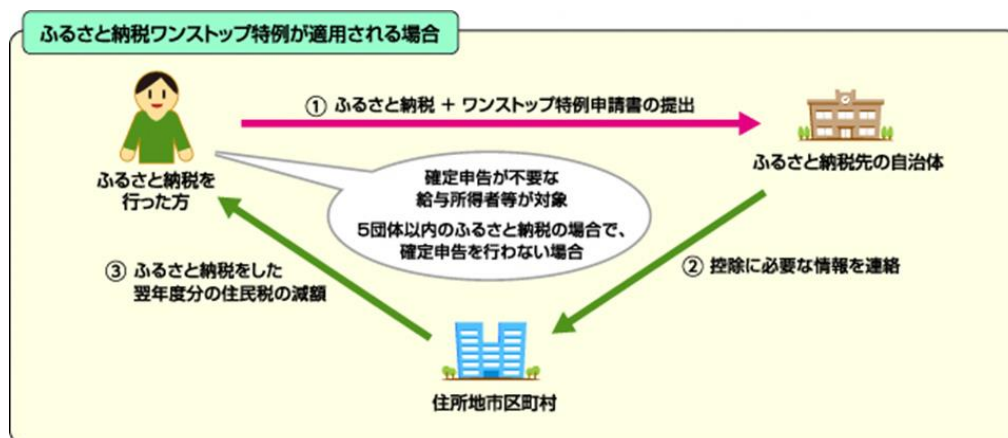
【ふるさと納税ワンストップ特例の対象者】

対象となる方は、以下の2つの条件を満たす方に限られます。

① ふるさと納税の寄附控除を受ける目的以外で、所得税や住民税の申告を行う必要がない方
（地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者）

② その年にふるさと納税をされる自治体の数が5以下であると見込まれる方
（地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者）

※確定申告が必要な自営業者等の方や、給与所得者でも医療費控除等を受けようとする方などは対象となりません。



申告特例申請書を提出後、転居等により申請内容に変更が生じた場合は、変更届出書（55号の6様式）を提出してください（提出期限は申告特例申請書と同じです）。

なお、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けた場合、ふるさと納税を行った翌年に課税される住民税からのみ控除されます（控除対象となる金額は確定申告の場合と同じです。）